

生駒市条例第3号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同項第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 3 条の 2 の見出しを「（職務の級の分類及び基準となるべき職務の内容）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 2 のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 条の 2 関係）

職務の級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	副主事及び副技師の職務
3 級	主事及び技師の職務
4 級	主任の職務
5 級	係長、副係長及び主査の職務
6 級	課長補佐の職務
7 級	課長及び主幹の職務
8 級	部長及び次長の職務

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。